

平成 25 年度大阪府内市町村における高齢者虐待の対応状況

平成 18 年 4 月に施行した「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(以下、「高齢者虐待防止法」といいます。)」に基づく、平成 25 年度の府内市町村の対応状況等は、別紙のとおりでした。以下、その概況を報告します。

概況

1 養介護施設従事者(※1)による虐待

○虐待判断件数 (件)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
虐待判断件数	4	3	7	7	6	12	7	19

- 種別・類型は「身体的虐待」が 25 人、「心理的虐待」が 6 人、「介護・世話の放棄・放任」が 1 人、「性的虐待」1 人でした(重複あり)。
- 養介護施設等の種別は「認知症対応型共同生活介護」において 6 件、「特別養護老人ホーム」において 3 件、「有料老人ホーム」において 3 件、「特定施設入居者生活介護」において 3 件、「介護老人保健施設」において 2 件、「その他」において 2 件でした。

2 養護者(※2)による虐待

○虐待判断件数 (件)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
虐待判断件数	910	949	1, 093	1, 036	1, 233	1, 284	1, 409	1, 527

- 相談・通報者は「介護支援専門員」が 30.4%と最も多く、次いで「警察」からの通報が 22.3%ありました。
- 「身体的虐待」が 64.7%と最も多く、次いで「心理的虐待」(37.9%)、「経済的虐待」(20.7%)、「介護・世話の放棄・放任」(17.3%)の順でした(重複あり)。
- 被虐待高齢者の性別では「女性」が 75.6%で、年齢階級別では「75~79 歳」が最も多く、24.2%でした。
- 被虐待高齢者からみた虐待者の続柄は「息子」が 37.5%と最も多く、次いで「夫」が 22.3%、「娘」が 17.2%の順でした。また、80.7%の被虐待高齢者が虐待者と同居でした。

平成25年度

高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に基づく対応状況等に関する調査結果

目次

1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等	
1-1 市町村における対応状況等	
(1) 相談・通報対応件数	3
(2) 相談・通報者の内訳	3
(3) 事実確認の状況	3
(4) 大阪府への報告	4
1-2 虐待の事実が認められた事例について	
(1) 施設・事業所の種別	4
(2) 虐待の内容	4
(3) 被虐待高齢者の状況	5
(4) 虐待を行った養介護施設従事者等の状況	6
(5) 虐待の事実が認められた事例への対応状況	7
2. 養護者による高齢者虐待についての対応状況等	
(1) 相談・通報対応件数	8
(2) 相談・通報者	8
(3) 事実確認の状況	8
(4) 事実確認調査の結果	9
(5) 虐待の内容	9
(6) 被虐待高齢者の状況	10
(7) 虐待への対応策	12
(8) 虐待等による死亡事例	13

参考・用語の解説

※1 養介護施設従事者等

「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者をいいます。

「養介護施設」とは

- ・老人福祉法に規定される老人福祉施設や有料老人ホーム
- ・介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護型療養型医療施設、地域包括支援センター

「養介護事業」とは

- ・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業
- ・介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

※2 養護者

養護者とは、「高齢者を現に養護するものであって養介護施設従事者等以外のもの」であり、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当します。

1 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等

1-1 市町村における対応状況等

(1)相談・通報対応件数(表1)

府内市町村で受け付けた養介護従事者等による高齢者虐待の相談・通報件数は 92 件で、前年度と比較して 8 件(9.5%)増加した。

表1 相談・通報件数

	平成25年度	平成24年度	増減(%)
件数	92	84	8 (9.5%増)

(2)相談・通報者の内訳(表2)

相談・通報者の内訳は、相談通報者の合計 100 人に対して、「当該施設職員」が 30.0%と最も多く、次いで「家族・親族」が 20.0%、「当該施設元職員」が 15.0%であった。なお、「本人による届け出」は 4.0%であった。

※ 1 件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当事項に重複して計上されるため、合計人数は相談・通報件数 92 件と一致しない。

表2 相談・通報者の内訳

	本人による届け出	家族・親族	当該施設職員	当該施設元職員 (医師含む)	医療機関従事者	介護支援専門員 (ケアマネジャー)	国民健康保険団体連合会	都道府県から連絡	警察	その他	不明(匿名を含む)	合計
件数	4	20	30	15	1	3	0	0	2	19	6	100
構成割合 (%)	4.0	20.0	30.0	15.0	1.0	3.0	0.0	0.0	2.0	19.0	6.0	100.0

(3)事実確認の状況(表3)

平成 25 年度において「事実確認を行った事例」は 100 件、「事実確認を行わなかった事例」は 11 件であった。「事実確認を行った事例」のうち、虐待の「事実が認められた事例」が 19 件、虐待の「事実が認められなかった事例」が 64 件、虐待の「判断に至らなかった事例」が 17 件であった。

一方、事実確認を行わなかった件について、その理由は、「相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく、事実確認不要と判断した事例」が 2 件、「後日、事実確認を予定している又は対応を検討中に事例」が 8 件、「その他」が 1 件であった。

※ 相談・通報に関する事実確認の状況には、平成24年度に相談・通報があったもののうち、平成25年に入って調査したものを含むため、合計件数は平成25年度の相談・通報件数 92 件と一致しない。

表3 事実確認の状況

	事実確認調査を行った事例			事実確認調査を行っていない事例					
	総数	事実が認められた	事実が認められなかつた	判断に至らなかつた	総数	虐待ではなく調査不要と判断した	調査を予定している又は検討中の事例	都道府県へ調査を依頼	その他
件数	100	19	64	17	11	2	8	0	1
構成割合(%)	90.1	(17.1)	(57.7)	(15.3)	9.9	(1.8)	(7.2)	(0.0)	(0.9)

(4) 大阪府への報告

養介護施設従事者等による高齢者虐待に関して、高齢者虐待防止法第22条及び同法施行規則第1条の規定により、通報又は届出を受けた市町村は、当該通報又は届出に係る事実確認を行った結果、養介護施設従事者等による高齢者虐待の事実が認められた場合、又はさらに都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合に、当該養介護施設等の所在地の都道府県へ報告しなければならないこととされている。

事実確認を行った事例 100 件のうち、虐待と判断された 19 件の事例について市町村から大阪府に報告があった。

また、市町村から「大阪府と共同して事実の確認を行う必要がある」と報告があった事例 1 件について、事実確認調査をした結果、虐待の判断には至らなかつた。

1-2 虐待の事実が認められた事例について

虐待の事実が認められた 19 件の事例を対象に、施設・事業所の種別、虐待の種別、虐待を受けた高齢者及び虐待を行った養介護施設従事者等の状況等について集計を行った。

(1) 施設・事業所の種別(表4)

「認知症対応型共同生活介護(グループホーム)」が 6 件と最も多く、次いで「特別養護老人ホーム」「有料老人ホーム」「特定施設入居者生活介護」が各 3 件、「介護老人保健施設」「その他」が各 2 件であった。

表4 施設・事業所の種別

	認知症対応型 共同生活介護	特別養護 老人ホーム	有料老人 ホーム	特定施設入居者 生活介護	介護老人 保健施設	その他	合計
件数	6	3	3	3	2	2	19

(2) 虐待の内容

虐待の内容について、被虐待高齢者が特定できなかつた 2 件を除く 17 件の事例を対象に集計を行つた。なお、1 件の事例に対し被虐待高齢者が複数の場合があるため、17 件の事例に対し被虐待高齢者の総数は 29 人であつた。

ア. 虐待の種別(表5)

虐待の種別(複数回答)は、「身体的虐待」が 86.2%と最も多く、次いで「心理的虐待」が 20.7%であった。

※ 1人の被虐待高齢者に対し複数の種別がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は被虐待高齢者の総数と一致しない。

表5 虐待の種別(複数回答)

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計
人数	25	1	6	1	0	33
構成割合(%)	86.2	3.4	20.7	3.4	0.0	—

(注) 構成割合は、被虐待高齢者が特定できなかった 2 件を除く 17 件における被虐待者 29 人に対するもの

イ. 身体的虐待に該当する身体拘束の有無(表6)

「身体的拘束あり」が 44.8%、「身体拘束なし」が 55.2% であった。

表6 身体的虐待に該当する身体拘束の有無

	身体拘束あり	身体拘束なし	合計
人数	13	16	29
構成割合(%)	44.8	55.2	100.0

(注) 被虐待高齢者が特定できなかった 2 件を除く 17 件における被虐待者 29 人を集計。

ウ. 虐待の程度の深刻度(表7)

5段階評価で最も軽い「1—生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等」とその次に軽い「2」が各 41.4% であり、最も重い「5—生命・身体・生活に関する重大な危険」はなかった。

表7 虐待の程度の深刻度

深刻度 (5段階)	1 生命・身体・生 活への影響や本 人意思の無視等	2	3 生命・身体・生 活に著しい影響	4	5 生命・身体・生 活に関する重 大な危険	合計
人数	12	12	5	0	0	29
構成割合(%)	41.4	41.4	17.2	0.0	0.0	100.0

(注) 被虐待高齢者が特定できなかった 2 件を除く 17 件における被虐待者 29 人を集計。

エ. 被虐待高齢者の死亡の有無

被虐待高齢者の死亡事例はなかった。

(3) 被虐待高齢者の状況

被虐待高齢者の性別、年齢、要介護状態区分及び認知症日常生活自立度について、被虐待高齢者が特定できなかった 2 件を除く 17 件の事例を対象に集計を行った。なお、17 件の事例に対し被虐待高齢者が複数の場合があるため、17 件の事例に対し、被虐待高齢者の総数は 29 人であった。

ア. 性別(表8)

「男性」が 13.8%、「女性」が 86.2% と、全体の約 86% が「女性」であった。

表8 被虐待高齢者の性別

	男	女	不明	合計
人数	4	25	0	29
構成割合 (%)	13.8	86.2	0.0	100.0

(注) 被虐待高齢者が特定できなかった 2 件を除く 17 件における被虐待者 29 人を集計。

イ. 被虐待高齢者の年齢(表9)

「80～84 歳」が 31.0%と最も多く、次いで、「75～79 歳」が 20.7%であった。

表9 被虐待高齢者の年齢

	65 歳 未満障 がい者	65～ 69 歳	70～ 74 歳	75～ 79 歳	80～ 84 歳	85～ 89 歳	90～ 94 歳	95～ 99 歳	100 歳 以上	その他・ 不明	合計
人数	0	3	0	6	9	3	4	0	3	1	29
構成割合 (%)	0.0	10.3	0.0	20.7	31.0	10.3	13.8	0.0	10.3	3.4	100.0

(注) 被虐待高齢者が特定できなかった 2 件を除く 17 件における被虐待者 29 人を集計。

「65 歳未満障がい者」は、平成 24 年 10 月から施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」により、高齢者虐待防止法の対象となったもの。

ウ. 要介護状態区分及び認知症日常生活自立度(表10、表11)

「要介護 5」が 62.1%と最も多く、次いで「要介護 3」が 13.8%、「要介護 4」が 10.3%であった。

また、「認知症高齢者の日常生活自立度 II 以上」の者は 100.0%であった。

表10 被虐待高齢者の要介護状態区分

	人数	構成割合(%)
自立	0	0.0
要支援1	0	0.0
要支援2	0	0.0
要介護1	1	3.4
要介護2	2	6.9
要介護3	4	13.8
要介護4	3	10.3
要介護5	18	62.1
その他・不明	1	3.4
合計	29	100.0

(注) 被虐待高齢者が特定できなかった 2 件をのぞく 17 件の事例を集計。

表11 被虐待高齢者の認知症日常生活自立度

	人数	構成割合(%)
自立または認知症なし	0	0.0
自立度 I	0	0.0
自立度 II	1	3.4
自立度 III	22	75.9
自立度 IV	2	6.9
自立度 M	1	3.4
認知症はあるが自立度は不明	3	10.3
自立度 II 以上(再掲)	(29)	(100.0)
認知症の有無が不明	0	0.0
合計	29	100.0

(注)「認知症はあるが自立度不明」には、「自立度 II 以上」のほか、「自立度 I」が含まれている可能性がある。

(4) 虐待を行った養介護施設従事者等の状況

虐待を行った養介護施設従事者等(以下、「虐待者」という。)の年齢、職種及び性別について、虐待者が特定できている 15 件を対象に集計を行った。なお、15 件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、15 件の事例に対し虐待者の総数は 18 人であった。

ア. 年齢(表12)

年齢が確認できた中では、「30歳未満」が 33.3%と最も多かった。

表12 虐待を行った養介護施設従事者等の年齢

	30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
人数	6	1	1	1	0	9	18
構成割合 (%)	33.3	5.6	5.6	5.6	0.0	50.0	100.0

イ. 職種（表13）

「介護職員」が 66.7%、「管理職」が 5.6% であった。

表13 虐待を行った養介護施設従事者等の職種

	介護職員	看護師	管理職	施設長	経営者・解説者	その他	不明	合計
人数	12	0	1	0	0	0	5	18
構成割合 (%)	66.7	0.0	5.6	0.0	0.0	0.0	27.8	100.0

ウ. 性別（表14）

「男性」が 38.9%、「女性」が 33.3% であった。

表14 虐待を行った養介護施設従事者等の性別

	男性	女性	不明	合計
人数	7	6	5	18
構成割合 (%)	38.9	33.3	27.8	100.0

(5) 虐待の事実が認められた事例への対応状況(表15、表16、表17)

虐待の事実が認められた事例 19 件について行った対応は以下のとおり。

表15 介護保険法の規定に基づく権限の行使

	件数
報告徴収、質問、立入検査	11
改善勧告	1
改善勧告に従わない場合の公表	0
改善命令	0
指定の効力の全部又は一部停止	2
指定取消	0
現在対応中	0
その他	0

表16 老人福祉法の規定に基づく権限の行使

	件数
報告徴収、質問、立入検査	6
改善勧告	0
事業の制限、停止、廃止	0
認可取消	0
現在対応中	0
その他	0

(注) 本調査の対象となったすべての虐待事例について集計。

(注) 本調査の対象となったすべての虐待事例について集計。

表17 老人福祉法、介護保険法上の権限行使以外の対応

	市町村が実施	都道府県が実施
施設等に対する指導	9	0
改善計画提出依頼	9	0
従事者等への注意・指導	1	0

(注) 本調査の対象となったすべての虐待事例について集計。

2 養護者による高齢者虐待についての対応状況等

(1)相談・通報対応件数（表18）

府内市町村で受け付けた養護者による高齢者虐待の相談・通報件数は 2,586 件で、前年度と比較して 446 件(20.8%)の増加となっている。

表18 (1)相談・通報件数

	平成25年度	平成24年度	増減(%)
件数	2, 586	2, 140	446(20.8%増)

(2)相談・通報者（表19）

「介護支援専門員」が 30.4%と最も多く、次いで「警察」が 22.3%、「当該市町村行政職員」が 11.1%であった。

※ 1 件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当事項に重複して計上されるため、合計人数は相談・通報件数 2,586 件と一致しない。

表19 相談・通報者(複数回答)

	介護支援専門員 (ケアマネジャー)	職員 介護保険事業所	医療機関従事者	近隣住民・知人	民生委員	被虐待者本人	家族・親族	虐待者自身	行政職員 当該市町村	警察	その他	(匿名を含む) 不明	合計
人数	813	88	103	134	52	217	209	46	297	596	111	7	2,673
構成割合(%)	30.4	3.3	3.9	5.0	1.9	8.1	7.8	1.7	11.1	22.3	4.2	0.3	100.0

(3)事実確認の状況（表20）

「事実確認調査を行った」が 99.2%、「事実確認調査を行っていない」が 0.8%であった。事実確認調査を行った事例のうち、高齢者虐待防止法第11条に基づく「立入調査を行った事例」は 0.5%であり、「訪問調査を行った事例」が 75.1%、「関係者からの情報収集のみで調査を行った事例」が 23.6%であった。事実確認を行っていない事例の内訳は、「相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した」が 0.5%、「後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中」が 0.4%であった。

※ 事実確認の実施状況には、平成 24 年度に相談・通報があったもののうち、平成 25 年度に入って事実確認を行ったものが含まれるため、合計件数は平成 25 年度の相談・通報件数 2,586 件と一致しない。

表20 事実確認の実施状況

	件数	構成割合(%)
事実確認調査を行った事例	2,621	99.2
立入調査以外の方法により調査を行った事例	2,608	(98.7)
訪問調査を行った事例	1,984	[75.1]
関係者からの情報収集のみで調査を行った事例	624	[23.6]
立入調査により調査を行った事例	13	(0.5)
警察が同行した事例	6	[0.2]
警察に援助要請したが同行はなかった事例	0	[0.0]
援助要請をしなかった事例	7	[0.3]

事実確認調査を行っていない事例	22	0.8
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	12	(0.5)
相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例	10	(0.4)
合計	2,643	100.0

(4) 事実確認調査の結果（表21）

事実確認を行った結果、市町村が虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例（以下、「虐待判断事例」という。）の件数は1,527件であった。前年度は1,409件であり、118件（8.4%）増加した。

表21 事実確認調査の結果

	件数	構成割合(%)
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	1,527	58.3
虐待ではないと判断した事例	810	30.9
虐待の判断に至らなかった事例	284	10.8
合計	2,621	100.0

以下、虐待判断事例件数1,527件を対象に、虐待の種別、被虐待高齢者の状況及び虐待への対応策について集計を行った。なお、1,527件の事例に対し、被虐待高齢者が複数の場合があるため、虐待判断事例件数1,527件に対し、被虐待高齢者の総数は1,576人であった。

(5) 虐待の内容

ア. 虐待の種別（表22）

「身体的虐待」が64.7%と最も多く、次いで「心理的虐待」が37.9%、「経済的虐待」が20.7%、「介護・世話の放棄・放任」が17.3%の順であった。

※ 1人の被虐待者に対し、複数の虐待の種別がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は被虐待高齢者の総数1,576人と一致しない。

表22 虐待の種別

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計
人数	1,020	273	598	9	326	2,226
構成割合(%)	64.7	17.3	37.9	0.6	20.7	—

(注) 構成割合は、被虐待高齢者の総数に対するもの。

イ. 虐待の程度の深刻度（表23）

5段階評価で、「3－生命・身体・生活に著しい影響」が34.7%と最も多く、次いで「1－生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等」が32.4%であった。一方、最も重い「5－生命・身体・生活に関する重大な危険」は13.2%であった。

表23 虐待の程度の深刻度

深刻度 (5段階)	1 生命・身体・生活 への影響や本人 意思の無視等	2	3 生命・身体・生活 に著しい影響	4	5 生命・身体・生 活に関する重大 な危険	合計
人数	511	225	547	85	208	1,576
構成割合(%)	32.4	14.3	34.7	5.4	13.2	100.0

(6) 被虐待高齢者の状況

ア. 性別及び年齢（表24、表25）

性別では、「女性」が全体の 75.6%を占め、年齢階級別では「75～79 歳」が最も多い、全体の 24.2%でした。

表24 被虐待高齢者の性別

	男	女	不明	合計
人数	385	1, 191	0	1, 576
構成割合 (%)	24.4	75.6	0.0	100.0

表25 被虐待高齢者の年齢

	65～69 歳	70～74 歳	75～79 歳	80～84 歳	85～89 歳	90 歳以上	不明	合計
人数	237	333	381	321	189	114	1	1, 576
構成割合 (%)	15.0	21.1	24.2	20.4	12.0	7.2	0.1	100.0

イ. 要介護者認定者数（表26）

被虐待高齢者 1,576 人のうち、介護保険の要介護認定を行い「認定済み」が 67.1%、「申請中」が 3.2%であった。

表26 被虐待高齢者の要介護認定

	人数	構成割合(%)
未申請	442	28.0
申請中	50	3.2
認定済み	1, 057	67.1
認定非該当(自立)	26	1.6
不明	1	0.1
合計	1, 576	100.0

ウ. 要介護状態区分及び認知症日常生活自立度（表27、表28）

要介護認定者 1,057 人における要介護状態区分は、「要介護2」が 24.2%と最も多く、次いで「要介護1」が 18.8%、「要介護3」が 14.5%の順であった。また、要介護認定者における認知症日常生活自立度「Ⅱ以上」の者は、63.0%であり、被虐待高齢者全体の 42.3%を占めた。

表27 要介護認定者の要介護状態区分

	人数	構成割合(%)
要支援1	86	8.1
要支援2	92	8.7
要介護1	199	18.8
要介護2	256	24.2
要介護3	153	14.5
要介護4	144	13.6
要介護5	106	10.0
不明	21	2.0
合計	1,057	100.0

表28 要介護認定者の認知症日常生活自立度

	人数	構成割合(%)
自立又は認知症なし	185	17.5
自立度I	200	18.9
自立度II	328	31.0
自立度III	235	22.2
自立度IV	65	6.1
自立度M	15	1.4
認知症はあるが自立度は不明	23	2.2
自立度II以上(再掲)	(666)	(63.0)
認知症の有無が不明	6	0.6
合計	1,057	100.0

(注) 「認知症はあるが自立度不明」には、「自立度II以上」のほか、「自立度I」が含まれている可能性がある。

エ. 介護保険サービスの利用状況(表29)

要介護認定者 1,057 人における介護サービスの利用状況は、「介護サービスを受けている」が 76.3%で、「過去も含めて受けていない」が 18.7%、「過去受けていたが判断時点では受けていない」が 3.6%の順であった。

表29 介護保険サービスの利用状況

	人数	構成割合(%)
介護サービスを受けている	807	76.3
過去受けていたが判断時点では受けていない	38	3.6
過去も含め受けていない	198	18.7
不明	14	1.3
合計	1,057	100.0

オ. 虐待者との同居・別居の状況（表30）

「虐待者とのみ同居」が 51.3%、「虐待者及び他家族と同居」が 29.4%と、合計 80.7%が虐待者と同居であった。

表30 被虐待高齢者における虐待者との同居・別居の有無

	虐待者とのみ同居	虐待者及び他家族と同居	虐待者と別居	その他	不明	合計
人数	809	463	283	15	6	1,576
構成割合(%)	51.3	29.4	18.0	1.0	0.4	100.0

カ. 家族形態（表31）

「未婚の子が同居」が 38.3%と最も多く、次いで「夫婦のみ世帯」が 24.4%、「単身世帯」が 12.1%であった。

表31 家族形態

	単独 世帯	夫婦のみ 世帯	未婚の子 と同居	配偶者と離別・ 死別等した子と 同居	子夫婦 と同居	その他	不明	合 計
人数	191	385	604	90	139	161	6	1,576
構成割合(%)	12.1	24.4	38.3	5.7	8.8	10.3	0.4	100.0

(注) 「未婚の子」は配偶者がいたことのない子を指す。

キ. 虐待者との関係（表32）

被虐待高齢者からみた虐待者の続柄は、「息子」が 37.5%と最も多く、次いで「夫」が 22.3%、「娘」が 17.2% の順でした。なお、1件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例件数 1,576 件に対し、虐待者人数は 1,653 人であった。

表32 虐待者の被虐待高齢者との続柄

	夫	妻	息子	娘	息子の 配偶者 (嫁)	娘の配 偶者 (婿)	兄弟 姉妹	孫	その他	不明	合 計
人数	368	104	620	285	49	20	33	58	116	0	1,653
構成割合(%)	22.3	6.3	37.5	17.2	3.0	1.2	2.0	3.5	7.0	0.0	100.0

サ. 虐待者の年齢（表33）

虐待者の年齢階級は、「70 歳以上」が 26.5%と最も多く、次いで「40～49 歳」が 21.4%、「50～59 歳」が 16.9% であった。

表31 虐待者の年齢

	40歳未満	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	不明	合計
人数	188	354	280	250	437	144	1,653
構成割合 (%)	11.4	21.4	16.9	15.1	26.5	8.7	100.0

(7) 虐待への対応策

ア. 分離の有無（表34）

虐待への対応として、「被虐待高齢者の保護と虐待者の分離を行った事例」が 33.6%であり、また、「被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例」は 50.7%であった。

※ 虐待への対応には、平成 24 年度の虐待判断事例のうち、平成 25 年度に入って対応を行ったものも含むため、合計人数は平成 25 年度の虐待判断事例における被虐待者 1,576 人と一致しない。

表34 虐待への対応策としての分離の有無

	人数	構成割合(%)
被虐待高齢者の保護と虐待者の分離を行った事例	637	33.6
被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例	960	50.7
現在対応について検討・調整中の事例	23	1.2
その他	274	14.5
合 計	1,894	100.0

イ. 分離を行った事例の対応（表35）

分離を行った事例における対応は、「契約による介護保険サービスの利用」が27.6%と最も多く、次いで「医療機関への一時入院」が19.6%、「緊急一時保護」が13.8%、「やむを得ない事由等による措置」が13.3%であった。

表35 分離を行った事例の対応の内訳

	人数	構成割合(%)	面会制限を行つた事例(内数)
契約による介護保険サービスの利用	176	27.6	31
老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	85	13.3	55
緊急一時保護	88	13.8	66
医療機関への一時入院	125	19.6	8
その他	163	25.6	47
合 計	637	100.0	207

ウ. 分離していない事例の対応の内訳（表36）

分離していない事例における対応では、「養護者に対する助言・指導」が54.4%と最も多く、次いで「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」が30.1%、「経過観察(見守り)」が16.6%の順であった。

表36 分離していない事例の対応の内訳(複数回答)

	人数	構成割合(%)
経過観察(見守り)	159	16.6
養護者に対する助言・指導	522	54.4
養護者が介護負担軽減のための事業に参加	79	8.2
被虐待高齢者が新たに介護保険サービスを利用	88	9.2
既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	289	30.1
被虐待高齢者が介護保険サービス以外のサービスを利用	39	4.1
その他	129	13.4
合 計	(累計)1,305(人数)960	

(注) 構成割合は、分離していない事例における被虐待者960人に対するもの。

エ. 権利擁護に関する対応

権利擁護に関する対応として、成年後見制度及び日常生活自立支援事業の利用状況について把握した。

成年後見制度については、「利用開始済み」が59人、「利用手続き中」が79人であり、これらを合わせた138人のうち、市町村長申し立ての事例は、101人(73.2%)であった。

一方、「日常生活自立支援事業の利用」は45人であった。

(8) 虐待等による死亡事例

被虐待高齢者の死亡事例はなかった。